

審議案件に関する概要

令和6年9月20日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和6年3月12日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	スーパーセンタートライアル塩谷店 小樽市塩谷2丁目35番1 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号	
(3) 新設日	令和6年11月13日	
(4) 店舗面積の合計	4,200 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	186 台
	駐輪場の収容台数	40 台
	荷さばき施設の面積	191 m ²
	廃棄物保管施設の容量	48 m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	24 時間
	駐車場の利用時間帯	24 時間
	駐車場の出入口数	出入口 2 箇所
	荷さばき時間帯	24 時間

3. 審査事項

(1) 駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 183 台 ≤ 設置台数 186 台
	従業員駐車場等の整備	112 台
	駐輪場（自動二輪車を 含む）の整備	45 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に到着することの無いよう、搬入計画をたてて搬出入を行う。 ・荷捌き作業時間を出来るだけ短縮するよう努める。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙期には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 			
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員4名程度を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場などに一時堆積するが、適切な排雪を行って必要駐車場台数の確保に努める。 			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A1	60dB	49dB	○
		A2	60dB	49dB	○
		B1	60dB	43dB	○
		B2	60dB	43dB	○
		C1	60dB	44dB	○
		C2	60dB	44dB	○
		D1	60dB	43dB	○
		D2	60dB	43dB	○
		E1	60dB	50dB	○
	E2	60dB	50dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A1	50dB	42dB	○
		A2	50dB	42dB	○
		B1	50dB	36dB	○
		B2	50dB	36dB	○
		C1	50dB	38dB	○
		C2	50dB	38dB	○
		D1	50dB	37dB	○
		D2	50dB	37dB	○
E1		50dB	46dB	○	
E2	50dB	46dB	○		
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a	空調室外機	50dB	27dB	◎
	A1	自動車走行	50dB	48dB	○

		A2	自動車走行	50dB	48dB	○
		A1	自動車ドア開閉音	50dB	50dB	○
		A2	自動車ドア開閉音	50dB	50dB	○
		b	空調室外機	50dB	24dB	◎
		B1	自動車走行	50dB	47dB	○
		B2	自動車走行	50dB	47dB	○
		b	自動車ドア開閉音	50dB	50dB	◎
		c	空調室外機	50dB	24dB	◎
		C1	自動車走行	50dB	48dB	○
		C2	自動車走行	50dB	48dB	○
		c	自動車ドア開閉音	50dB	50dB	◎
		d	空調室外機	50dB	37dB	◎
		D1	自動車走行	50dB	46dB	○
		D2	自動車走行	50dB	46dB	○
		D1	自動車ドア開閉音	50dB	48dB	○
		D2	自動車ドア開閉音	50dB	48dB	○
		e	空調室外機	50dB	37dB	◎
		E1	自動車走行	50dB	44 dB	△
		E2	自動車走行	50dB	46 dB	△
		E1	自動車ドア開閉音	50dB	35 dB	○
		E2	自動車ドア開閉音	50dB	35 dB	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・評価○は敷地境界で規制基準値を超えますが、住居壁際では規制基準値を満たします。 ・評価△は自動車走行速度 20km/h のとき、住居壁際では規制基準値を超えますが、自動車走行速度 10 km/h のとき、住居壁際では規制基準値を満たします。 				
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジン空ぶかし等の禁止や必要時以外のアイドリング禁止を徹底する。 ・搬入車両ドライバーに対し夜間徐行運転を行う指導を徹底して行い、走行速度 10 km/h 以下を促す。 ・冬期における駐車場等の除雪作業は午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。 				
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・十分なスペースを確保し、時間の短縮に努める。 ・作業は主に手作業によるものであり、商品等の投げ下ろしはしないよう指導する。 ・搬入業者へのアイドリング停止を徹底させる。 ・計画的な商品搬入により、搬出入車両の低減および荷捌き作業の時間短縮を図る。 				
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 				
	青少年等の溜まり等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場における防犯対策は深夜における青少年の溜まり場にならぬよう、夜間責任者及び 				

		社員による定期巡回を実行する。
	その他の対応方策	・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 19.57 m ³ ≤ 設置容量 48 m ³
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物等保管施設は屋内の施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等は屋内の空調設備設置の密閉施設で保管し、悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		・当地域において町並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないように調和を図るよう努める。
(5) 防災対策への配慮		・地方公共団体から災害時等の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・夜間責任者及び社員による定期巡回を実行する。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	・小樽警察署交通第一課より指摘事項があり、対応済み。 ・北海道警察交通規制課において、協議済み。
	地元市町村	・小樽市商業労政課において、協議済み。 ・小樽市環境課より、騒音予測地点について指摘事項があり、対応済み。
	道路管理者	・小樽市道路管理課において、協議済み。 ・小樽開発建設部小樽道路事務所において、協議済み。
	その他関係機関	・塩谷小学校、小樽市教育委員会において、協議済み。

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	稲穂沢通線は町内唯一の通学路であるが、道幅は狭く歩道が無い ため、店舗敷地内に国道5号線と稲穂沢通線を繋ぐ歩道を設ける等、歩行者が安全に通行できるように安全対策を講じていただきたい。 →お客様以外の方の敷地内の通り抜けは安全上の観点から基本的にお断りしているため、市道の歩道設置、冬季における除雪排雪をしっかりと行うように小樽市に働きかける。

5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文 【スーパーセンタートライアル塩谷店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、夜間の音源毎の騒音レベルの最大値予測については、全ての予測地点5地点において、「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超える予測となっており、当該予測地点直近の住居壁際でも予測地点E1、E2の2地点において基準値を超える予測となっている。

これに対し、設置者は、自動車走行速度を10 km/hに制限し予測したところ、予測地点2地点では基準値を下回る予測値を示したことから、駐車場内での徐行運転、空ぶかし・アイドリング禁止等の看板設置及び店内アナウンスによって、来店客へ配慮を訴えるとともに、ドライバー、搬入業者へは徹底指導をするなどの対策を講じており、なおかつ、その他に対する配慮として苦情があった場合は迅速に適切な対応を図ることとしていることから、配慮が認められる。

また、それ以外の事項については、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

小樽市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が提出されていない。

住民等からは歩行者の通行の利便に係る事項について意見が出されたが、安全上の観点から、歩道の設置、冬期における除排雪を行うように小樽市に働きかけるとしており、配慮が認められるものである。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。